

# 日野市 土地区画整理法第76条許可申請の手続き

## (1) 76条許可申請の主な流れ

① 意見書の申請※	①区画整理課または区画整理組合（以下「区画整理課等」）へ申請してください。以下の必要書類、留意事項を確認してください。
② 申請受理、確認	②区画整理課等は、申請案件の内容について事業上の支障の有無や意見内容を確認します。
③ 意見書発行の連絡	③区画整理課等は、意見書を都市計画課と建築指導課に発行します。発行したことを、申請者に連絡します。
④ 76条許可の申請	④申請者は、③の連絡後、建築指導課に76条許可の申請ができます。以下の必要書類、留意事項を確認してください。
⑤ 申請受理、審査	⑤建築指導課は、申請案件の内容について審査します。
⑥ 許可書交付、受取	⑥建築指導課は、申請者に許可通知書（紙面）を交付します。窓口受取を基本としますが、郵送（返信用封筒が必要）でも可能です。

①～⑥所要日数 約2週間

**（※）意見書の申請先は、市施行の事業は区画整理課へ、組合施行の事業は区画整理組合となります。**

## (2) 必要書類(各1部。区画整理組合以外は、電子データでの提出も可能 ※)

意見書の申請に係るもの <区画整理課等へ>	76条許可の申請に係るもの <建築指導課へ>
(1) 建築に伴う施行者の意見について(申請) ：様式第2 ※HPからダウンロードできます	(1) 許可申請書：様式第1 ※HPからダウンロードできます
(2) 付近見取図	(2) 付近見取図
(3) 配置図（従前地で仮換地との重なりに建築する場合、仮換地線を青、従前地線を赤で表示）	(3) 配置図（延床面積、建築面積、高さ、主要用途もわかるもの。別紙でも可）
(4) 委任状	(4) 委任状（自署又は押印したもの）
(5) ・仮換地の場合：仮換地指定通知書又は証明書、 仮換地明細図 ・従前地の場合：換地設計決定証明書 ・保留地の場合：保留地図、保留地引渡書	(5) ・仮換地の場合：仮換地指定通知書又は証明書、仮換地明細図（任意分割の場合は敷地求積図も必要） ・従前地の場合：仮換地重ね図、敷地求積図 ・保留地の場合：保留地図、保留地引渡書
(6) 申請者と土地所有者の権利関係がわかる書類（申請者と所有者が異なる場合。登記事項証明書、売買契約書等）	(6) 申請者と土地所有者の権利関係がわかる書類（申請者と所有者が異なる場合。登記事項証明書、売買契約書等）

**（※）電子データ提出の場合は、必ず申請先の担当者へ電話連絡して、受付されたことを確認してください。**

## (3) 留意事項

(1) 敷地面積、敷地境界線の寸法は、仮換地明細図のとおりとしてください。 (敷地面積は整数表示、敷地境界線は小数点以下第1位まで)
(2) 許可申請とは別に、確認申請手続きを進めても支障はありませんが、確認済証が公布されても、76条許可がない限りは工事の着手はできません。
(3) 76条許可を取得後、敷地境界線の変更または建築物の形状の変更する場合は、許可の取り直しが必要となる可能性がありますので、あらかじめご相談ください。
(4) 従前地の場合、基本的には仮換地図との重ねの中に建物がおさまる計画とし、斜線規制等も従前及び換地後においても満たす計画となるように検討してください。
(5) 地区計画が定められた区域では地区計画の届出が必要です。あらかじめ都市計画課にご相談ください。

**（☎）区画整理課（換地係）：042-514-8405**

**建築指導課（指導係）：042-587-6211**

**川辺堀之内土地区画整理組合：042-514-9171**

**都市計画課（計画係）：042-514-8354**